

資 料

英米刑事法研究 (23)

英米刑事法研究会
(代表者 田 口 守 一)

〈アメリカ合衆国最高裁判所刑事判例研究〉

アメリカ合衆国最高裁判所刑事判例研究
答弁合意と連邦量刑ガイドライン
Freeman v. United States, 131 S. Ct. 2685 (2011)

中 川 武 隆

アメリカ合衆国最高裁判所刑事判例研究

アメリカ合衆国最高裁判所刑事判例研究

答弁合意と連邦量刑ガイドライン

Freeman v. United States, 131 S. Ct. 2685 (2011)

- I はじめに
- II 事案の概要
- III 判決の要旨
- IV 解説

I はじめに

アメリカ合衆国では、1984年に量刑改革法（Sentencing Reform Act）が制定された。量刑改革法は、量刑における根拠のない格差を減らすために、裁判所の裁量に影響を及ぼす量刑ガイドラインを設け、裁判所は、原則として、量刑ガイドラインに従って刑を言い渡すべきものと定める⁽¹⁾。同法に基づき、連邦量刑委員会（United States Sentencing Commission）が設置され、この独立委員会がガイドライン（ガイドライン、ポリシーステイトメント、コメントリーの3つが、連邦量刑委員会により発布され、以上が、ガイドライン・マニュアルを構成する。）を発布する。ガイドラインは、1987年11月1日から施行された⁽²⁾。

また、同法は、ガイドラインが不平等を防ぐというより、むしろ、その原因となってしまった場合に、遡及効を持つガイドラインの改正を定めている。もちろん、いったん言い渡した刑期を変更することは、原則として許されない

(1) 連邦量刑ガイドラインの概略についての邦語文献として、松原英世「連邦量刑ガイドラインと量刑思想の変化」量刑法の総合的検討 松岡正章先生古稀祝賀（2005）71頁以下があり、同論文に、それまでの多数の邦語文献が紹介されている。

(2) ガイドライン・マニュアルについては、Thomas W. et al., Federal Sentencing Law and Practice (2011 ed.) を参照した。

が、例外の1つとして、量刑レンジに基づき (based on) 刑を言い渡されたが、その後、遡及的改正により、その量刑レンジが引き下げられた場合、被告人は、刑の減軽を申し立てることができることが定められた (合衆国法典第18編 (以下「法」という。) 3582条 (c) (2))。

一方で、連邦刑事手続規則 (以下、「規則」という。) 11条 (c) は、答弁合意手続につき規定する。

本件では、以上の、答弁合意と事後的に刑の減軽を許容する規定との関係が問題となった。

ところで、連邦の刑事事件の90%近くで、有罪の答弁がなされ、それらの多くでは、答弁合意がなされているとの現実があり、連邦量刑委員会として、答弁合意にどのように対応すればよいかという問題が当初からあった (ガイドライン・マニュアル1章A部)。簡単にいえば、一つは、ガイドラインは、従来の答弁合意の手続を大きく変更すべきでないというものであり、他は、ガイドラインが答弁合意をコントロールできないと、抜け穴を許すことになるというものであった。委員会は、ガイドラインでは、答弁合意の実務に大きな変更を与えないことにしたが、ポリシーステイメントで、答弁合意を受け入れる基準などを示すことにした (ガイドライン・マニュアル6章B部)。そして、規則11条 (c) は、答弁合意の裁判所による受け入れと拒絶を規定している。

II 事案の概要

本件は、規則11条 (c) (1) (C) に基づく答弁合意がなされ、刑が言い渡されたという事案である。同条によれば、両当事者は、特定の刑または量刑レンジがその事件の適切な処分であることを合意することができ、裁判所は、その答弁合意を受け入れた以上、そこで約束された刑を科すべく拘束される。

そこで、この答弁合意により、刑が言い渡された場合も、法3582条 (c) (2) が適用されるか、すなわち、言い渡された刑が量刑レンジに基づいた刑であるといえるかが問題となった。

上告人 Freeman は、2005年に、純粋なコカイン (クラック・コカイン) を販売目的で所持した事実、銃器所持などの事実で起訴された。規則11条 (c) (1) (C) の答弁合意において、彼は、全ての罪に対して有罪の答弁をし、一方、訴追側は、106月の刑に同意した。答弁合意において、両当事者は、それぞれ、その事件に適用されるガイドラインを検討し、Freeman は、ガイドラ

インに従って量刑されることに同意したと述べている。当事者によって勧告された刑は、Freeman に適用されるクラック・コカイン所持罪の量刑レンジが 46～57 月であり、その最低の 46 月に、薬物取引のために銃器を所持した罪に対する最低限必要な 60 月を加えたものに対応している。答弁合意の 3 年後、クラック・コカインの罪とコカイン・パウダーの罪の刑に顕著な不釣り合いがあるとして、連邦量刑委員会は、前者の量刑レンジを適及的に引き下げた。それによれば、Freeman に適用されるレンジは、37～46 月となり、これに前同様 60 月が最低限必要となる。Freeman は、法 3582 条 (c) (2) に基づき、刑の減軽を申し立てた。しかし、連邦地方裁判所は、その申立を棄却し、第 6 巡回区連邦控訴裁判所は、その先例に従い、規則 11 条 (c) (1) (C) の答弁合意に従って言い渡された刑は、裁判の誤りか、当事者間の錯誤がない限り、法 3582 条 (c) (2) の救済を受ける適格がないとして、連邦地裁の判断を是認した。連邦最高裁は、上告を受理した。

III 判決の要旨

連邦最高裁は、5 名の裁判官の意見により原判決を破棄し、事件を差し戻した (4 名の裁判官が反対)。

1 相対的多数意見 (4 名) は、ケネディ裁判官執筆で、ギンズバーグ、ブライヤー、ケーガン各裁判官が同調。その要旨は、次のとおり。

(1) 本件の争点は、特定の刑を勧告する答弁合意 (規則 11 条 (c) (1) (C)) により刑を言い渡された者は、法 3582 条 (c) (2) による救済の適格があるか否か、すなわち、その者が、ガイドラインの量刑レンジに基づいて (based on) 刑を言い渡されたか否かである。

(2) 関係する法源である制定法、規則、ポリシーステイトメントの検討
地裁裁判官は、すべての事件において、連邦法の量刑の目的に従い、ガイドラインおよび法 3553 条 (a) が定める要素に照らして、十分に、しかし、不必要に長くはない刑を科すべきものとされている。ガイドラインは、この裁判官の裁量権の行使にあたり、枠組み (framework) または出発点 (starting point) つまり、常識的な意味での基礎 (basis) を提供する。答弁合意は、裁判官が裁量権を行使すべき独立した義務を免除するものではない。通常の場合、すなわち、事実審理または有罪答弁の後に刑が定められる場合、裁判官が量刑レン

ジを出発点に用い、量刑レンジ内で刑を言い渡せば、ガイドラインに従っていることは明らかである。量刑レンジから逸脱した刑を言い渡す場合であっても、量刑レンジを出発点としていれば、ガイドラインは、量刑の基礎(basis)となっている。規則11条(c)(1)(C)は、裁判所が答弁合意を受け入れた場合、当事者が勧告する刑が裁判所を拘束すると規定する。しかし、関係するポリーステイトメントの規定は、裁判所の受け入れそれ自体が、ガイドラインに基づいていることを示している。すなわち、ガイドライン6B1.2条(ポリーステイトメント)は、裁判官が、最初に、被告人に適用される量刑レンジに照らして、勧告された刑を査定することなく、答弁合意を受け入れることを禁止している。コメンタリーによれば、裁判所は、勧告された刑が、適用されるレンジ内にある適切な刑であると認めた場合に限り、答弁合意を受け入れるべきことが指示されている。さらに、ガイドライン1B1.10条(ポリーステイトメント)の規定も、以上の考え方を支持している。

結局、制定法、規則、さらにポリーステイトメントの文言及びその目的によれば、刑がガイドラインに照らして(in light of the Guidelines)科された場合は、たとえ、規則11条(c)(1)(C)の答弁合意をした場合であっても、法3582条(c)(2)による救済の適格があるとの結論に至る。

(3) 本件における量刑ヒアリング手続の記録の検討

ヒアリング手続の記録を検討すると、Freemanの刑は、ガイドラインに基づいていることが判明する。

裁判所は、刑は、適用される量刑レンジに照らして適当である、と独立した判断を表明している。したがって、その決定は、量刑レンジに基づいている(based on)のである。

(4) 訴追側の主張について

訴追側の主張は、規則11条(c)(1)(C)の答弁合意による量刑は、ガイドラインに基づくものではなく、合意のみに基づくものであり、したがって、被告人は、法3582条(c)(2)による減軽の申立の適格を欠くというものである。

訴追側は、相対的多数意見の結論を採ると、検察官と被告人との間でなされた取引を引っ繰り返すことになることを懸念するようだ。しかし、それは、法3582条(c)(2)の解釈には関係ないことだ。いずれにしても、この減軽はまれなことであり、心配は強調されすぎている。減軽した裁判所の判断は、裁量権の濫用がないかにつき、上訴審の審査を受けるという制約の下にある。ガイ

ドラインを下回る減軽は、原則、禁止されており、裁判所は、減軽により、人やコミュニティに与える危険の性質と深刻さを考慮すべきものとされている。

適格性がありとしても、地方裁判所は、減軽すべきか否か、減軽するとしてどの程度が相当かを個別事案で判断する。法は、減軽することを許しているが、それを要求しているわけではない。裁判所の裁量があるから、減軽を申し立てる者に棚からぼた餅 (windfall) を与えることにはならない。

(5) 結論

答弁合意をした場合でも、裁判官の、答弁合意を受け入れ、勧告された刑を科すとの決定は、ガイドラインに基づいていると見てよい (is likely to be based on the Guidelines)。

2 ソトマイヨール裁判官の結論同意意見

(1) 結論

相対的多数意見の結論に賛成するが、その理由を異にする。

規則11条 (c) (1) (C) の答弁合意により宣告された刑は、答弁合意そのものに基づき言い渡されたもので、裁判官がガイドラインを計算したことに基づくものではない。しかしながら、答弁合意が、明示的に量刑レンジを用いている場合には、言い渡された刑は、量刑レンジに基づくものである。

(2) 刑が量刑レンジに基づく (based on) というためには、量刑レンジが宣告刑の基礎 (basis or foundation) の役目を果たさなければならない。答弁合意の場合は、それを受け入れるか、拒絶するかであり、受け入れた場合は、答弁合意が求めるその刑を言い渡すのみであり、刑期を変更することはできない。それゆえ、刑期の基礎 (foundation) にあるのは、拘束力のある答弁合意である。ポリシーステイトメントは、裁判所が答弁合意を受け入れるか否かの判断の基準として、ガイドラインを用いることを指示しているのであり、そのことは、裁判所が言い渡した刑期が量刑レンジに基づいていることにはならない。答弁合意を受け入れるかどうかにつき、裁判所は絶対的裁量権を有するが、いったん受け入れた以上、答弁合意に拘束される。法3582条 (c) (2) の減軽を許すことになれば、裁判所に、当事者が予想していなかった方法で、答弁合意を書き替えることを許すことになる。法3582条 (c) (2) が制定された1984年当時、答弁合意は、いったん受け入れられたら地方裁判所を拘束するものと、広く、理解されていた。このような規則11条 (c) (1) (C) の働きを

変更するとの制定法の文言による指示はない。

同様に, Freeman が主張するように, 答弁合意のために交渉するに当たり, ガイドラインを考慮に入ただけでは, 法3582条 (c) (2) による減軽が可能になるわけではない。

(3) しかしながら, 規則11条 (c) (1) (C) の答弁合意に従って科された刑期が, 決して減軽されない訳ではない。

例えば, 当事者が, 特定の量刑レンジが適当であると合意した場合, 裁判所が言い渡した刑期は, 量刑レンジに基づいていることは, 疑いがない。同様に, 答弁合意が, 特定の刑期の基礎が量刑レンジであることを明らかにしている場合も, 言い渡された刑期は, 量刑レンジに基づいている。つまり, 刑期を定めるに当たり明確に量刑レンジを用いている場合は, その後, レンジが下げられた場合, 法3582条 (c) (2) による減軽の適格がある。この場合は, 合意を書き替えているのではなく, 合意の文言を執行しているといえる。

本件の答弁合意では, ガイドラインを用いており, 被告人は減軽適格がある。

3 反対意見 (4 名) は, ロバーツ長官執筆で, スカリア, トーマス, アリート各裁判官同調。

反対意見の論拠は, 次の点に尽きる。すなわち, 規則11条 (c) (1) (C) に従ってなされた答弁合意が, いったん裁判所によって受け入れられた場合, 要望された特定の刑は, 裁判所を拘束するのであるから, この場合に, 裁判所が言い渡す刑は, 量刑レンジに基づくものではなく, 答弁合意に基づくものだという点である。

ソトマイヨール裁判官の結論同意意見が, この点までは, 反対意見に賛成しながら, 例外として, 量刑レンジに基づいたと解してよい場合を認めることを, 攻撃する。ソトマイヨール裁判官の例外設定を, “O. Henry twist” (小説家オー・ヘンリー流のどんでん返しの意味) と皮肉ったり, ガイドラインを基礎として用いたか, ガイドラインを参照して協議したかの区別は, 困惑する区別 (head-scratching distinction) であるなどと手厳しい。

まとめとして, 答弁合意は, 甘いものとともに苦いものを取るべきである。今回の結論によれば, Freeman は, 合意したところ以上の甘いものを得, 訴追側は, より苦いものを得ることになる, とする。

IV 解説

1 はじめに、本判決において、制定法の法文の文言解釈が正面から争われたことが、興味を惹く。法律の条文の文理解釈は、制定国の法律家、特に、実務家にとっては、日々の重要な職務である。判例国といわれてきたアングロ・サクソンの国々においても、制定法の比重が高まるにつれ、当然、法律家にとり、法文の解釈が重要な仕事になってきたことは、いうまでもない。それにしても、アメリカ連邦最高裁の裁判官が、いわば三つ巴の争いを真剣に繰り広げ、すべての論拠を出し合って、法文の解釈につき、熱き論争をしていることは、興味深い。我が国において、長年、実務家として執務してきた筆者として、このような意味から、この判決に関心を持つに至り、別稿で簡単な紹介を行ったが⁽³⁾、ここに、より詳細に同判決を紹介したいと考えた次第である。思ひ違いがあるかと思われるが、ご教示をお願いしたい。

2 ここで問題となったのは、法 3582条 (c) (2) の規定である。その中の、「被告人がその後下げられた量刑レンジに基づいて刑期を宣告された場合」(a defendant who has been sentenced to a term of imprisonment based on a sentencing range that has subsequently been lowered by the Sentencing Commission) の中の、量刑レンジに基づいての解釈である。本件における結論としては、5 対 4 の僅差の判決となった。法文解釈を巡る、各意見の論理構成、理由付けさらに 3 つの意見の相違点を研究することは、我が国においても、法文解釈の議論に大いに参考になるように思われる。

4 名の相対的多数意見は、答弁合意の場合であっても、裁判官が答弁合意を受け入れ、そこで勧告された刑を言い渡すことは、ガイドラインに基づいていとする。4 名の反対意見及び結論同意意見は、上記の場合、その刑は、ガイドラインではなく、答弁合意そのものに基づいているとする。ただし、結論同意意見は、例外的に、ガイドラインに基づいている場合があるとする中間的立場である。

相対的多数意見は、答弁合意による場合であっても、裁判官は、ガイドライ

(3) 田中利彦ほか「アメリカ合衆国最高裁判所2010年10月開廷期刑事関係判例概観(上)」比較法学46巻1号(2012)189頁〔中川武隆〕

ンによって枠をはめられた裁量権を行使する義務がある点を重視している。反対意見と比較すれば、実質に目を向けた見解といえよう。他方で、“based on”の解釈に国語辞典(Oxford English Dictionary)をも引用して、文言解釈としても正当であることをアピールしている。ただし、同意見は、冒頭では、“based on the range”と言っていたが、途中では、“in light of the Guidelines”とか、最後には、“is likely to be based on the Guidelines”とも言っているから、結局は、“based on”の文言の解釈を膨らませているように思われる。

反対意見は、“based on”の文言の解釈を厳格にした、割り切った形式的解釈といえようか。ある意味で答弁合意を絶対化したものといえる。

ソトマイヨール裁判官の結論同意意見は、中間説であるから、あたかも、イソップ童話のコウモリであるかのように、双方から、攻撃を受けている。前半部分から後半部分への切り替えが、反対意見から相対的多数意見の結論へと、チェンジしているため、反対意見から、特に厳しい攻撃を受けている。相対的多数意見からも、結論を、当事者の合意の文言に係らせることは、量刑改革法の立法趣旨に合わないとの批判を受けている。

3 以上からも、すでに伺われるように、法文の文言解釈と言っても、法文の国語的解釈をすれば足りるものではなく、その背後には、制定法の目的、関連する法制度に対する捉え方が深く関わっている。このような事情は、我が国においても変わることはないと思われる。

量刑改革法の制定に当たり、従来から存した答弁合意との関係をどうするか、すでに議論されたことは、冒頭に指摘した。要するに、連邦量刑委員会は、ガイドライン中のポリーステイトメントで、答弁合意を受け入れる基準などを示すことにした(ガイドライン・マニュアル6章B部)というものであった。

連邦量刑委員会として、答弁合意について、全く、規制の範囲外としたものでないことは当然である。相対的多数意見は、このポリーステイトメント、コメンタリーをも援用して、結論を導いている。単純化していえば、量刑改革法の目的、精神を優位に置けば、相対的多数意見であり、答弁合意、すなわち、当事者間の合意、すなわち契約それ自体に重きをおけば、反対意見となるのであろう。相対的多数意見は、答弁合意それ自体、絶対的なものとは見ていない。実際にも、本件事案からもうかがわれるように、ガイドラインの施行後

は、ガイドラインを踏まえた答弁合意がなされている現実が定着しているわけで、このような現実を直視した見解といえよう。

ソトマイヨール裁判官の結論同意意見は、当事者が、明示的にガイドラインを用いている場合に、救済の適格を認めている。現実的で妥当な結論を導いているように思われる。なお、同意見中の脚注 3 において、同裁判官は、連邦控訴裁判所の多数は、同裁判官の意見と同趣旨であると述べている。